



ゆあメインだより

第8号 2016年5月発行



4・5月に於ける活動の様子

年度も変わり、新しい世界で生活をスタートさせた人々もいっぱいいます。四月は雨が比較的沢山降りましたが、この雨がもたらす恵みによって、五月には綺麗な花がいっぱい咲いて、野山の木々や草花は黄緑の若葉でいっぱいです。気持ち良い新緑の季節で、自然と心も洗われますね。利用者さんたちも、春爛漫を身体いっぱいを感じながら、通所しています。

【桜のお花見】



4月1日(金)、市内における花見の名所となっている、静岡県立美術館下のグラウンドに桜を見学に行きました。生憎小雨が降っていたり、開花はまだ早く、三分咲きほどでした。少し残念でしたが、それでも春の風情を肌で味わうことが出来ました。ゆっくり時間を掛け周囲を良く観察すると、木々の新芽や地面一面に生えた苔の合間から小さな可愛い白い花が咲いていたり、桜の花蜜を吸いに来るヒヨドリも発見できました。短い時間でしたが心を癒された一時で、時々外に出ると気分転換になります。

【ゆあメイン開所三周年記念礼拝】



ゆあメインは2013年4月1日に開所し、今年4月で丸三年を迎えました。花見日の午後、礼拝室において開所三周年記念礼拝を行いました。今日まで事故や怪我もなく、運営することが出来ています。小さな施設ですが、一つの家族のようなアットホームな施設です。登録している利用者さんの中には、色々な事情で来所できていない人もいます。それぞれ色々な課題を抱えていますが、早く通所できるよう神様にお祈りしています。



【職場体験で看護学生が参加】

3月末、助産師を目指す看護学生が春休みを利用し、職場体験に来ました。一日だけでしたが、コースター作りや安全ピンの作業を体験したり、河崎先生の音楽の時間にも参加し、皆で発声練習や身体を動かしながら歌って過ごしました。最後に河崎先生が皆がいつも神様に守られ、各々が抱える課題を乗り越え、穏やかな日々を送れるようお祈りしてくれました。有難うございます。



【韓国ボランティア第3チーム】



4月4日(月)から二週間、ハワイで研修を受けていた韓国ボランティア・チームが帰国の途中、日本に立ち寄り、ゆあメインの活動に参加してくれました。昨年暮れと二月に来られたボランティア・チームに引き続き、今回は三回目のチームになりますが、親子で参加されたり、ハワイ在住の人もいたり様々でした。みんなで風船を使って犬を作った創作活動やステンドグラス作りなどで楽しく過ごしました。また最終日には、聖書に出てくるお話を題材にしたパズルを二人一組になってグループで競争するようなゲームもやりました。カンサハムニダ！



【災害時の避難場所確認の様子】



4月15日の昼食後、防災訓練の一環として、地震発生時の最終避難場所について千先生からお話がありました。昨年暮れに第2避難場所のバロー富士見台からもう一つの避難場所に指定されている富士見工業駐車場まで移動し確認しましたが、今回はこの地域の最終避難場所として指定されている富士見小学校まで皆で歩いて避難経路を確認しました。有事の時には速やかに移動できるようにしたいと思います。災害はいつ起こるか分かりません。

「備えあれば憂いなし！」





【ゆあメインの畑で農作業】



昼食後の散歩時にゆあメインの畑に立ち寄って、草取りや石拾いなどの作業なども行ってもらっています。そして、5月10日みんなで玉ねぎの収穫を行いました。黄色玉ねぎと紫玉ねぎの二種類でしたが、茎から上の部分ばかりが成長して肝心の根っこの玉はあまり大きく成長していませんでした。収穫の時期がちょっと早かったのか、肥料の加減が問題だったのか良く分かりませんが、ちょっと残念でした。しかし、みんな玉ねぎを引っっこ抜くのに一生懸命で、尻もちを付きそうになった利用者さんもありました。



【 詩 】



……利用者支援の傍らで……

らいらつく

暗闇の中でも
君の香りは
愛のことばのように
私に
息を与える

欠けたところでも
君の香りは
朝露のように
飢え渴くわが心を
満たしてくれる



【 6,7月の予定 】

- 6月07日(火) : 人形劇
(午後2時~2時40分)
- 6月17日(金) : 第10回ボーリング大会
(トマトボール)
- 6月20日(月) : 午前日課
(午後は職員会議)
- 7月25日(月) : 午前日課
(午後は職員会議)





【お知らせ ①】

ゆあメインでは、5月にAED(自動体外式除細動器)機器をレンタルで設置しました。利用者及び職員のものしもの時に命を救うためです。心臓マッサージと人工呼吸という心肺蘇生を行いながらAEDの電気ショックを適切に行うことにより、命を救えます。近隣の地域住民にも貢献できると思います。職員に対しては今後AED使用講習会を実施する予定です。



【お知らせ ②】

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されました。ゆあメインにおいても障害者に対して「不当な差別的取扱い」がないように努めています。障害者の意思が様々な手段により伝えられるように「合理的配慮の提供」にも努めています。下の内閣府の資料をご参考下さい。

平成28年4月1日から 障害者差別解消法 がスタートしました！

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

—内閣府—

障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律は「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

【不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供】 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これお「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの用意在らされたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。



特定非営利活動法人ゆあメイン

〒422-8026 静岡市駿河区富士見台 1-16-18

TEL) 054-266-4471 FAX) 054-266-4472

URL) <http://uamine.moo.jp> E-mail) info@uamine.moo.jp

